

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一

○都道の供用開始……………（同）…三

○都道の区域変更（二件）……………（同）…三

告示（海区漁調）

○東京海区における釣漁法の制限……………六

○東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………六

公告

○優良映画等の推奨……………七

……………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…七

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七

……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…七

○開発行為に関する工事完了……………八

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…八

○東京都立海上公園の有料公園の無料公開……………九

……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…九

○東京都立海上公園有料施設の休場日……………（同）…九

告示

●東京都告示第千六百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 路線名 豊田停車場

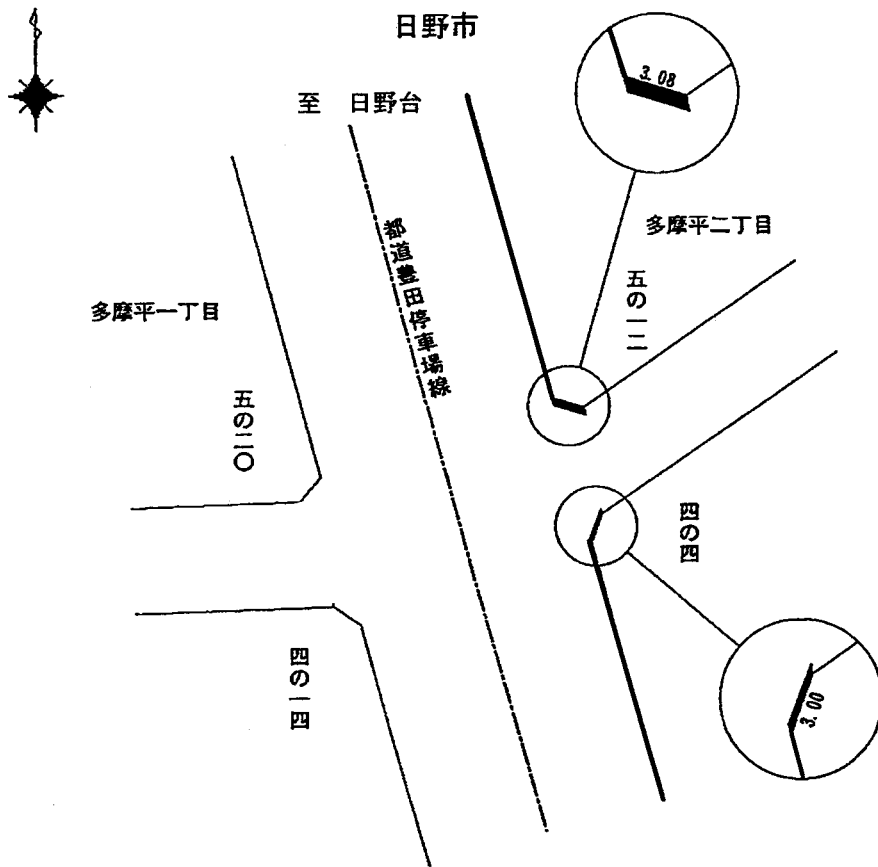
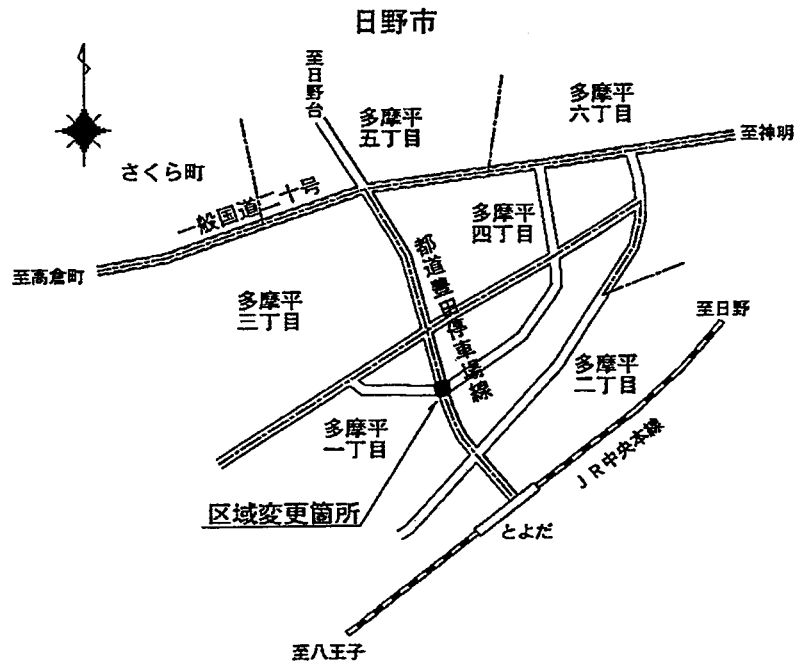
二 変更の区間 日野市多摩平二丁目四番四地先から同所五番十二地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道豊田停車場線区域変更略図

日野市多摩平二丁目地内



●東京都告示第千六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 豊田停車場

二 供用開始の区間 日野市多摩平二丁目四番四地先から同所五番十二地先まで

三 供用開始の期日 平成二十七年十一月十七日

●東京都告示第千六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 浅川相模湖

二 変更の区間 八王子市裏高尾町二百七十三番一地先

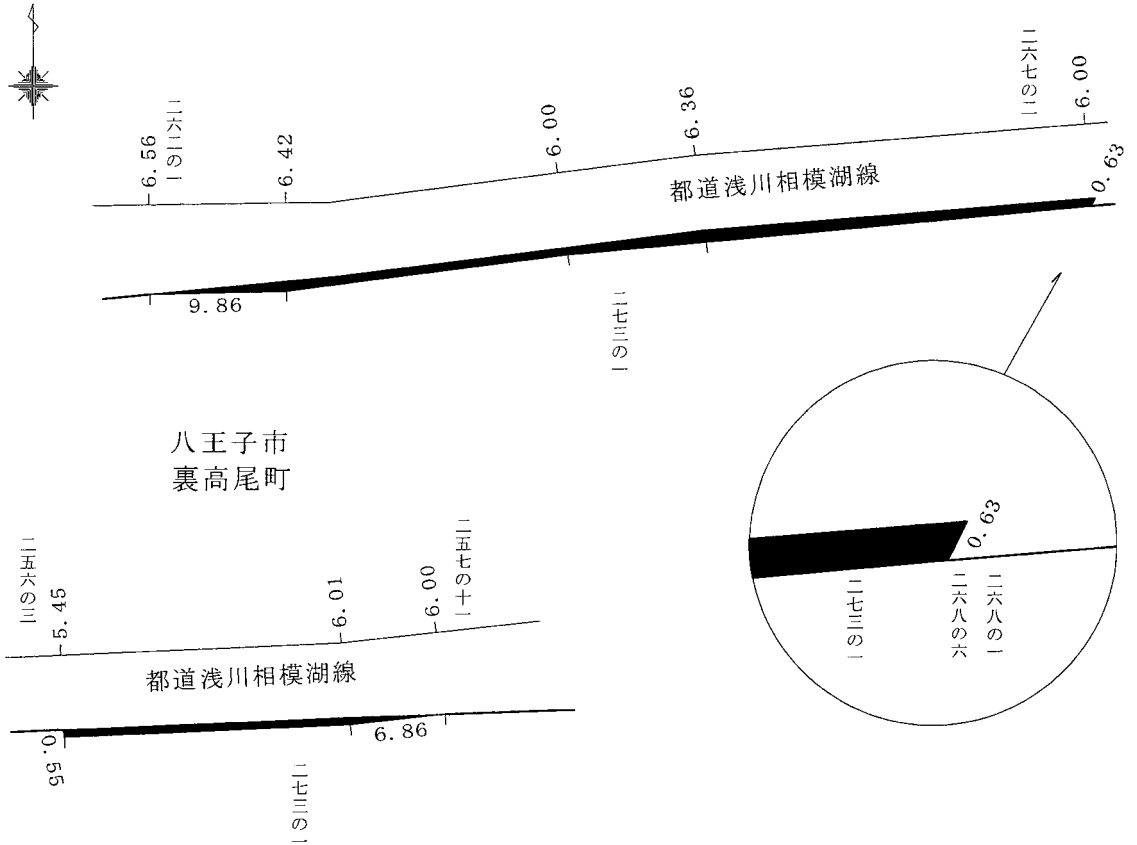
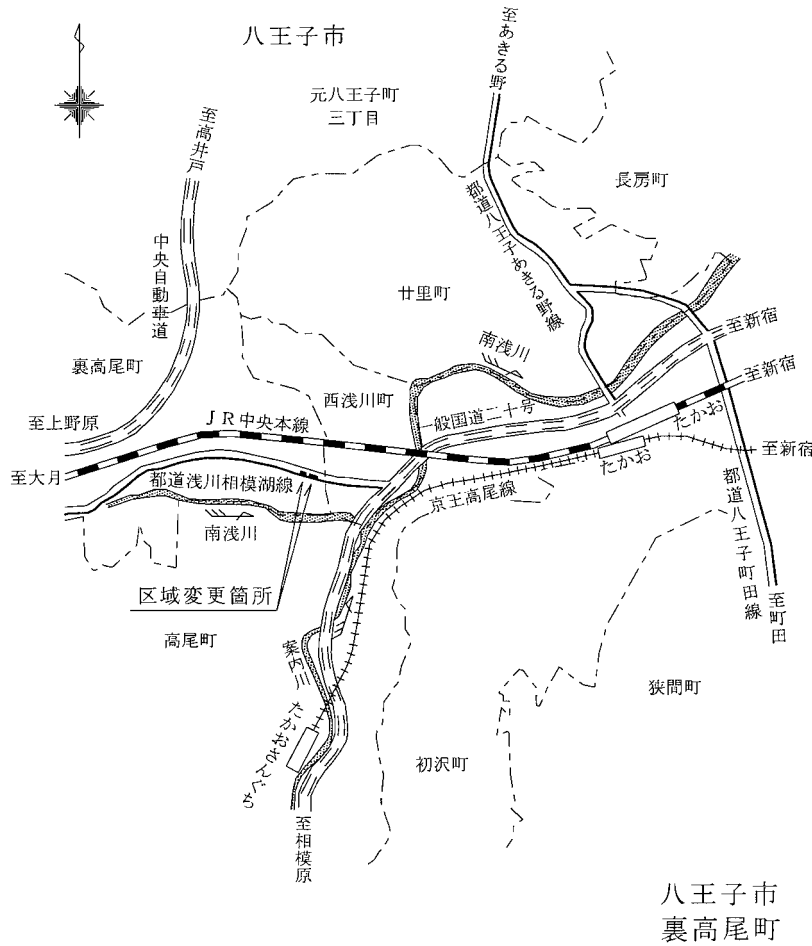
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道浅川相模湖線区域変更略図
八王子市裏高尾町地区

高速自動車国道・一般国道
 都道
 編入区域

延長 九五・八七メートル
 面積 五三・七四平方メートル

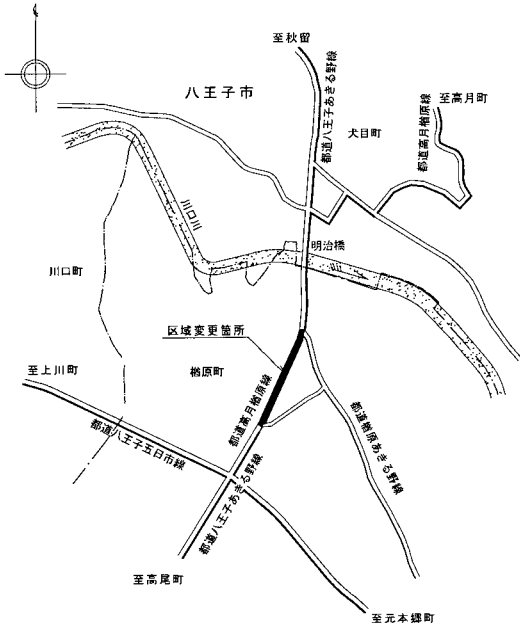


●東京都告示第千六百三十八号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十七年十一月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供

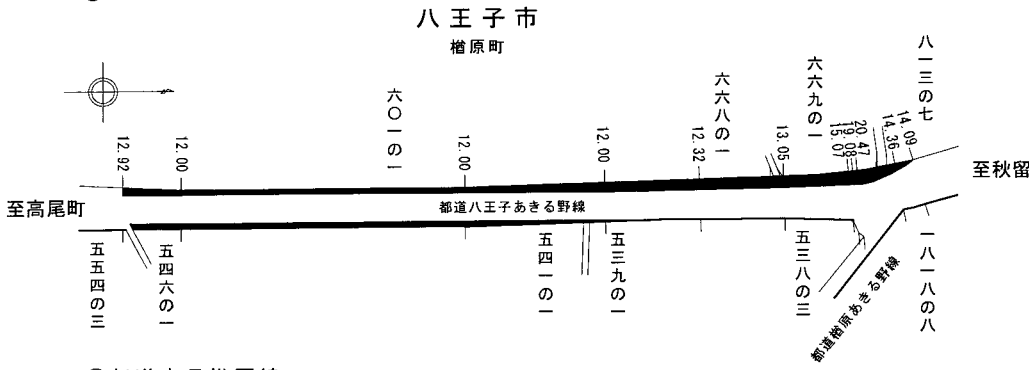
別図

都道八王子あきる野線 区域変更略図
 都道高月檜原線
 八王子市檜原町地内

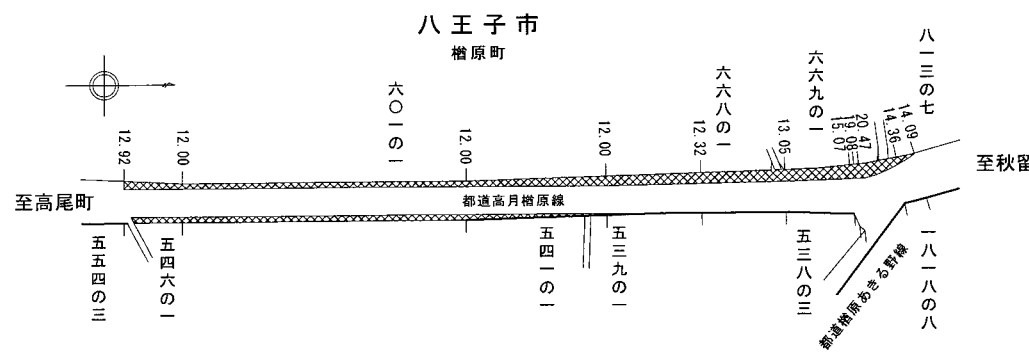
- 都道
- 市道
- 編入区域
- ①都道八王子あきる野線
 延長 二四一・六二メートル
 面積 八二九・七六平方メートル
- ②都道高月檜原線
 延長 二四一・六二メートル
 面積 八二九・七六平方メートル
- 重用編入区域



①都道八王子あきる野線



②都道高月檜原線



する。
 平成二十七年十一月十七日
 東京都知事 外 添 要 一
 一(一) 路線名 八王子あきる野
 一(二) 変更の区間 八王子市檜原町五百五十四番三地先から同所八百十三番七地内まで

二(一) 変更の概要 別図表示①のとおり
 二(二) 路線名 高月檜原
 二(三) 変更の区間 八王子市檜原町五百五十四番三地先から同所八百十三番七地内まで
 三 変更の概要 別図表示②のとおり

告示(海区漁調)

●東京漁調指示第八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区における釣漁法について、次のとおり制限する。

平成二十七年十一月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内正一

(釣漁法の禁止)

一 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域においては、いきえさ(餌虫類を除く。)を使用して、あかはた及びかさごを釣獲してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成二十七年十二月七日から平成二十八年十二月六日までとする。

●東京漁調指示第九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京海区(伊豆諸島海域に限る。)における浮きはえ縄漁業(以下「この漁業」という。)について、次のとおり指示する。

平成二十七年十一月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内正一

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
(一) 平成二十八年一月一日から同年五月三十一日までの間の大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬における操業
(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業
(承認操業)

二 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶

ア これまで東京海区において、操業の実績を有する船舶であつて、委員会が漁業調整上支障がないと認められたもの

イ 委員会が特に認めた船舶

ウ 試験研究機関の船舶

(二) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は百三十四隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 三十五隻

静岡県 十四隻

神奈川県 八隻

千葉県 六十五隻

その他の県 十二隻

(三) 操業方法等

ア 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも一海里以上の間隔をとること。

イ 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。

ウ 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。

エ 漁具には少なくとも二箇所以上、船名を明記しなければならない。

オ 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあつては二十隻以内、その他の県の所属船にあつては五隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。

カ 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、(四)に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。

キ 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(一ワット二十七メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(四) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船

船ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(五) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成二十八年六月三十日までに、委員会が別に定める操業報告書を提出しなければならない。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成二十八年一月一日から同年五月三十一日までとする。

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成二十七年十一月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四三三 映画 はなちゃん 「はなちゃん 青少年を健全のみそ汁 んのみそ に育成する上汁」フィルム で有益であるムパートナ と認める。

四三四 同右 サクラ花 合同会社サ 同右

桜花最期の クラブプロジ
特攻 エクト
わたしはマ 20世紀フ 同右
ララ オックス映
画

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年八月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ポタジエの会

三 代表者の氏名

久保田 眞澄

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区野方五丁目二十六番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者等を対象として、介護保険法に基づく居宅介護支援、訪問介護、介護予防訪問介護、居宅サービス、介護情報の提供、地域住民との交流など、高齢者等が安心して暮らしていただけるための様々な事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日
平成二十七年八月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもの生活科学研究会

三 代表者の氏名

谷田貝 公昭

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区内藤町一丁目六番 内藤町ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、教育関係者や広く一般社会に対して、子どもの生活技術や生活習慣の調査等、研究の結果を報告、情報提供する事業を行い、子どもたちの心身に健全な育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年八月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人TAM

三 代表者の氏名

秋野 健太郎

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区梅島一丁目十二番六号 高橋ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営の下、広く一般市民を対象に、保育が必要とされる児童の安心できる生活の場の提供、スポーツ教室の企画及び開催、食育基本法

の理念に基づく食育の推進に関する事業を行い、児童の心身ともに健やかな発達を援助するとともに、市民の健康の増進をはかることで、健全で活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本創造創生機構

三 代表者の氏名

平間 智彦

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木四丁目二十八番八号 代々木村田マンション六〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、医療や伝統文化その他の情報が、マンガ等により、広く、正しく、わかりやすく拡散・発信されるよう支援することにより、保健および医療ならびに福祉の増進に寄与し、文化の交流、育成および継承に寄与し、ひいては国内経済の発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十一月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

西東京市中町六丁目千八百三十九号
西東京市東伏見三丁目六番
十番一及び同番二の各一部

タクトホーム株式会社
代表取締役 山本 重穂

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十一月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年十一月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名
ベルクス足立花畑中央店
- 二 店舗所在地
足立区花畑五丁目十三番二号
- 三 設置者名
株式会社サンベルクスホールディングス

四 設置者住所
足立区花畑四丁目十一番十四号

五 変更前の店舗名
(仮称)花畑団地F街区商業施設

六 変更後の店舗名
ベルクス足立花畑中央店

七 変更前の店舗所在地
足立区花畑五丁目十三番一

八 変更後の店舗所在地
足立区花畑五丁目十三番二号

九 変更前の設置者名
株式会社サンベルクス

十 変更後の設置者名
株式会社サンベルクスホールディングス

十一 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社サンベルクスほか未定

十二 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社サンベルクスほか三名

十三 変更日
平成二十七年九月一日ほか

十四 届出日
平成二十七年十月二十九日

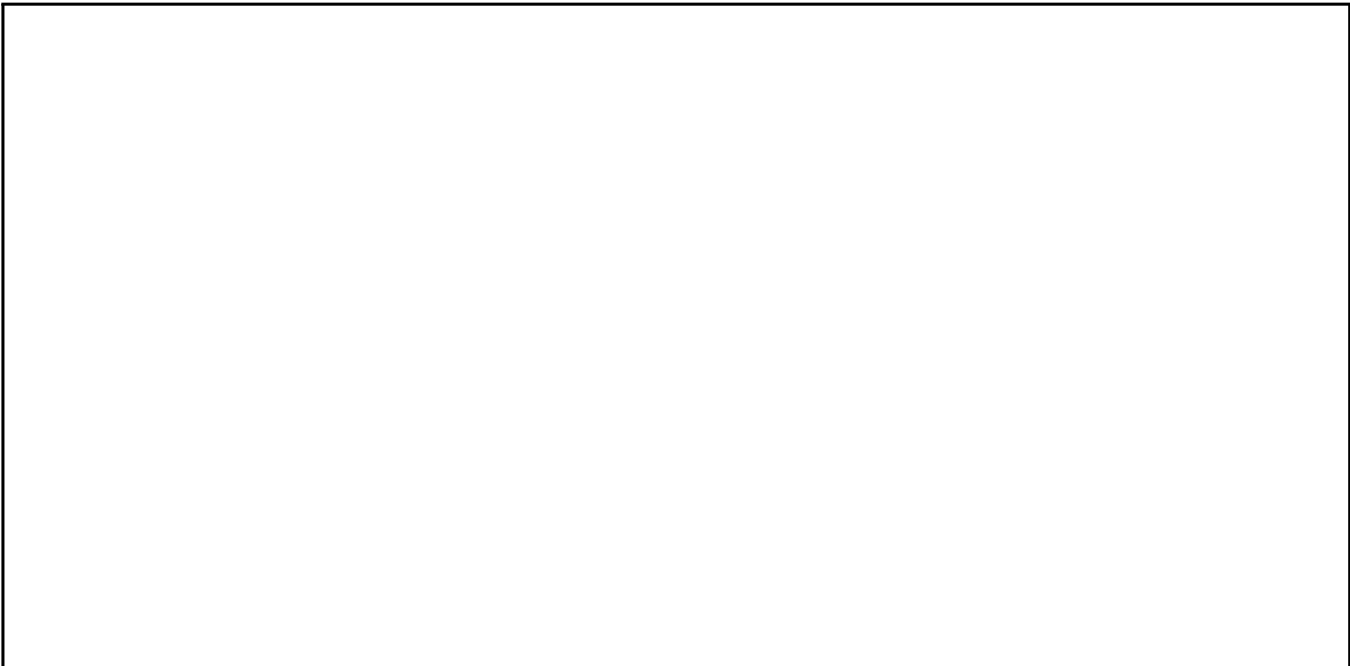
十五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間
平成二十七年十一月十七日から平成二十八年三月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
スーパーベルクス足立綾瀬店
- 二 店舗所在地
足立区綾瀬四丁目十四番二十号
- 三 設置者名
株式会社サンベルクスホールディングス

<p>一 店舗名 株式会社ルミネ北千住店</p> <p>二 店舗所在地 足立区千住旭町四十二番二号</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 大和水産株式会社ほか百三十二名</p> <p>六 変更後の小売業者 大和水産株式会社ほか百三十九名</p>	<p>七 変更前の店舗名 (仮称) スーパーベルクス綾瀬店</p> <p>八 変更前の店舗所在地 足立区綾瀬四丁目七十八番一ほか</p> <p>九 変更後の店舗所在地 足立区綾瀬四丁目十四番二十号</p> <p>十 変更前の設置者名 株式会社サンベルクス</p> <p>十一 変更後の設置者名 株式会社サンベルクスホールディングス</p> <p>十二 変更日 平成二十七年九月一日ほか</p> <p>十三 届出日 平成二十七年十月二十九日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成二十七年十一月十七日から平成二十八年三月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 設置者住所 イングス 足立区花畑四丁目十一番十四号</p> <p>二 変更前の店舗名 (仮称) スーパーベルクス綾瀬店</p> <p>三 変更後の店舗名 スーパーベルクス足立綾瀬店</p> <p>四 変更前の店舗所在地 足立区綾瀬四丁目七十八番一ほか</p> <p>五 変更後の店舗所在地 足立区綾瀬四丁目十四番二十号</p> <p>六 変更前の設置者名 株式会社サンベルクス</p> <p>七 変更後の設置者名 株式会社サンベルクスホールディングス</p> <p>八 変更日 平成二十七年九月一日ほか</p> <p>九 届出日 平成二十七年十月二十九日</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十一 縦覧期間 平成二十七年十一月十七日から平成二十八年三月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 株式会社ルミネ北千住店</p> <p>二 店舗所在地 足立区千住旭町四十二番二号</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 大和水産株式会社ほか百三十二名</p> <p>六 変更後の小売業者 大和水産株式会社ほか百三十九名</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ロック・フィールドほか二十七名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 渋谷区神南一丁目六番十二号(株式会社ルドーム)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 渋谷区神南一丁目五番六号(株式会社ルドーム)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 岩田 弘三(株式会社ロック・フィールド)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 古塚 孝志(株式会社ロック・フィールド)ほか</p> <p>十二 変更日 平成二十七年九月一日ほか</p> <p>十三 届出日 平成二十七年十月二十九日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成二十七年十一月十七日から平成二十八年三月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>の氏名又は名称</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ロック・フィールドほか二十七名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 渋谷区神南一丁目六番十二号(株式会社ルドーム)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 渋谷区神南一丁目五番六号(株式会社ルドーム)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 岩田 弘三(株式会社ロック・フィールド)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 古塚 孝志(株式会社ロック・フィールド)ほか</p> <p>十二 変更日 平成二十七年九月一日ほか</p> <p>十三 届出日 平成二十七年十月二十九日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成二十七年十一月十七日から平成二十八年三月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 株式会社ルミネ北千住店</p> <p>二 店舗所在地 足立区千住旭町四十二番二号</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 大和水産株式会社ほか百三十二名</p> <p>六 変更後の小売業者 大和水産株式会社ほか百三十九名</p>	<p>一 無料公開する有料公園 東京都立東京港野鳥公園</p> <p>二 無料公開日 平成二十七年十一月二十三日</p> <p>東京都立海上公園有料施設の休場日について 東京都立海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第百七号)第十五条第二号の規定に基づき、東京都立海上公園の有料公園を次のとおり無料公開する。 平成二十七年十一月十七日</p>	<p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>東京都立海上公園有料施設の休場日について 東京都立海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第百七号)第十五条第二号の規定に基づき、東京都立海上公園の有料公園を次のとおり指定する。 平成二十七年十一月十七日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 休場する有料施設 東京都立若洲海浜公園若洲ゴルフリンクス</p> <p>二 休場日 平成二十八年二月二十四日及び同月二十五日</p> <p>三 理由 クラブハウス等の改修工事及びピコース整備を行うため</p>



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001